

令和2年 職員の月例給に関する報告

令和2年11月

新潟市人事委員会



新人委第 485 号

令和 2 年 11 月 9 日

新潟市議会議長 佐藤 豊美 様

新潟市長 中原 八一 様

新潟市人事委員会

委員長 兒玉 武雄

本委員会は、地方公務員法第 26 条の規定に基づき、一般職の職員の月例給
について別紙のとおり報告します。

目 次

別紙 報告

| | |
|--------------------------|---|
| 1 本年の月例給に関する職員給与と民間給与の状況 | 1 |
| 2 職員給与と民間給与の比較 | 2 |
| 3 諸情勢 | 3 |
| 4 本年の月例給の改定 | 4 |

| | |
|-------------------------|---|
| 別記 令和2年人事院の月例給に関する報告の概要 | 5 |
|-------------------------|---|

<資料編>

| | |
|-------------|------|
| 第1 民間給与等 | 資-1 |
| 第2 月例給の比較方法 | 資-14 |

報 告

本委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果に基づき、本年10月23日、職員の特別給の支給月数を引き下げる勧告を行った。

その際、月例給に関しては、本年8月17日から9月30日までの期間で調査を実施するとともに、その調査結果に基づき、4月分の給与額について民間給与との較差に基づき、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

今般、月例給に関する調査が完了し、その結果について、次のとおり報告する。

1 本年の月例給に関する職員給与と民間給与の状況

(1) 職員給与の状況

本委員会は、技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年4月における給与の支給状況を把握するため、「令和2年職員給与実態調査」を実施した。

[職員の給与等に関する報告及び勧告（令和2年10月23日）1頁 参照]

(2) 民間給与の状況

ア 職種別民間給与実態調査

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である市内の420事業所から層化無作為抽出法（注）により抽出した104事業所について、「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。その中で公務に類似する54職種の職務に従事する従業員について、本年4月分として実際に支払われた給与月額等を、詳細に調査を行った。

(注) 層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化（グループ分け）し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

イ 調査の実施結果

月例給に関する調査の完了率は、先行して実施した特別給等に関する調査に引き続き民間事業所からの格段の理解と協力を得て、85.3%（調査実人員は3,047人）と非常に高いものとなっており、調査結果は広く市内民間企業の給与の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

(7) 職種別給与

民間における本年4月分の事務・技術関係職種等に対する平均支給額は、資料編 第3表（資-4～資-12頁）のとおりである。

(1) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で32.0%（昨年40.7%）、高校卒で18.8%（同13.7%）となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で196,064円（同191,075円）、高校卒で160,326円（同161,956円）となっている。

[資料編 第4表、第5表（資-13頁） 参照]

2 職員給与と民間給与の比較

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査に基づき、毎月きまって支給される給与（月例給）について、職員給与と民間給与の比較を行った。

(1) 比較方法

本委員会は、職員と民間事業所従業員の月例給に関し、前記調査に基づき、職員においては一般俸給表適用者、民間においてはこれに類似する事務・技術関係職種の従業員について、役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比

させる「ラスパイレス方式」で、4月分の給与額（注）を精密に比較した。

（注） 毎月きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。

[資料編 第2 月例給の比較方法（資-14頁） 参照]

(2) 比較結果

前記による比較の結果、職員の給与は、第3表に示すとおり、民間の給与を90円（0.02%）上回っている。

第3表 職員給与と民間給与との較差

| 民間給与 (A) | 職員給与 (B) | 較 差 (A) - (B) |
|-------------|-------------|------------------|
| 360,414 円 | 360,504 円 | △90 円 (△0.02%) |

(注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。

2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。

3 民間給与は、ラスパイレス方式により算出。

3 諸情勢

(1) 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の新潟市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して0.2%減少している。

また、本委員会が同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2人世帯では132,120円、3人世帯では150,220円、4人世帯では168,320円となっている。

[職員の給与等に関する報告及び勧告（令和2年10月23日）資料編 参照]

(2) 人事院の勧告等

人事院は、本年10月28日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対して、一般職の職員の月例給に関する報告を行った。

その概要は、別記（5頁）のとおりである。

(3) 国及び他の政令指定都市との給与比較

総務省の平成 31 年地方公務員給与実態調査によると、国の行政職俸給表(一)の適用職員の給料額(基本給)を 100 としたラスパイレス方式による本市の一般行政職の水準は、98.8(政令指定都市平均 99.9)となっている。

第 4 表 職員のラスパイレス指数の推移

| 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|-----------|-----------|-----------|
| 99.0 (18) | 98.6 (19) | 98.8 (19) |

(注) () 内は政令指定都市 20 都市中の順位

4 本年の月例給の改定

前記 2(2)のとおり、本年 4 月時点で、職員給与が民間給与を 90 円(0.02%)上回っていることが判明した。従来から、民間給与との較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難な場合には、月例給の改定を見送っており、本年についても、月例給の改定を行わないことが適切であると判断した。

報 告 の 骨 子

○ 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差（ $\Delta 0.04\%$ ）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を实地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 $\Delta 164$ 円 $\Delta 0.04\%$

〔行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〕

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

（参考）ボーナスの改定（令和2年10月7日勧告）

民間の支給割合（4.46月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映